

処分基準新旧対照表

旧	新
処 分 基 準 <u>令和4年5月13日</u>作成	処 分 基 準 <u>令和7年8月8日</u>作成
法 令 名：道路交通法	法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の2第5項	根 拠 条 項：第108条の32の2第5項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し	処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）
処 分 基 準：福岡県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	処 分 基 準：福岡県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。
<u>問い合わせ先</u>：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892） 又は交通企画課<u>安全教育係</u>（092-641-4141 内線 5043）	<u>問 合 せ 先</u>：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892） 又は交通企画課<u>安全対策係</u>（092-641-4141 内線 5043）
備 考：	備 考：

別紙1 (略)

別紙2

1 認定の審査

認定教育規則第1条第6号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第4号、丙交企発第26号）第1の1(1)のほか、以下について留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 課程の基準の適合性

ア 更新時講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（平成27年3月30日付け警察庁丙運発第12号）及び「更新時講習の運用に関する細目について」（令和2年4月1日付け警察庁丁運発第53号）に準拠しており、更新時講習（「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）による改正後の」道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ 高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第8号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第48号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があるこ

別紙1 (略)

別紙2

1 認定の審査

認定教育規則第1条第6号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第6号、丙交企発第17号）第1の1(1)のほか、以下について留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 課程の基準の適合性

ア 更新時講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第27号）及び「更新時講習の運用に関する細目について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第71号）に準拠しており、更新時講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ 高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第22号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第68号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があるこ

とに留意すること。

(ア)～(イ) (略)

ウ (略)

2～3 (略)

別紙3 (略)

とに留意すること。

(ア)～(イ) (略)

ウ (略)

2～3 (略)

別紙3 (略)